

元禄期における都市の発展

— 大聖寺藩城下町の場合 —

中 野 節 子

はじめに

一七世紀後半から一八世紀の初頭にかけて、都市人口が増加し、都市地が拡大したことが一般的に認められている。この時期における都市膨張の具体相、及びその膨張を促した状況について、大坂、京都、江戸の研究は比較的進められており、三大都市では、この時期に新町が設立されて都市人口が急速に伸びたことが指摘されている。この都市の拡大をどう評価するかは、元禄時代に対する評価と密接に関連している。

元禄時代を中心とする社会経済をどのようにみるかは、常に指摘されるように大きく二つに分れる。一つは農村部での余剰の成立と小商品生産の進行をみるものであり、もう一つは、このような余剰、小商品生産の未成立を前提とする考え方である。⁽²⁾

後者の見方による都市の位置付けが理論的に進められている。それによれば、特に江戸の研究を中心として、当時における大都市の膨張は農民経済の発展を基盤としない都市の発達であったとされている。つまり都市住民構成とその都市の関係市場との関連が薄く、都市商人の経営は都市内部の需要が基盤であって農村との経済関係をもたなかったとされ、従って、都市人口の増加は農村での没落農民の流入が主流であり、都市商人の経営は都市流入人口の増加

に見合つて拡大したものとみている。地方の城下町・在郷町についても、都市の膨張が認められる場合には、大都市と同質の内実をもつたものとし、当時の地方商人の経営形態として特徴的とされるのこぎり商いは都市周辺農村の商品経済とは無関係な隔地間流通として位置付けられる。結局、都市の商業活動は、領主的需要を含んだ都市内部の需要にこたえることと、隔地間商業に向けられ、周辺農村を包む地域経済の成長には関わらなかつた、と判断されている。

三大都市の研究と比較して、地方の城下町・在郷町の研究の数は依然少なく、右にみるような都市の総合的な位置付けについてその正否を断定するには、研究の蓄積が乏しすぎると考える。本稿では、地方城下町の変容の一例を紹介して、一つの具体例を提示することによって、元禄時代における都市の位置付けについての問題点にふれてみたい。本稿の構成を略述すると、第一節で、研究対象とした現在の石川県加賀市及び江沼郡（山中町）を領域としていた

大聖寺藩の概要を述べる。第二節は、大聖寺藩の城下、大聖寺町の寛永年間と元禄年間の絵図の比較を、主に屋号の分析によって行い、両時期間の変化をうかがう。第三節では、第二節に関連させて、大聖寺町の商家経営を、主に吉田屋の享保末年の勘定帳によって考察してゆく。

一、近世前期の大聖寺藩

大聖寺藩は寛永一六年（一六三九）、加賀藩主前田利常が致仕するに当り、嫡子光高に本藩を襲がせ、次子利次に富山藩一〇万石を、第三子利治に大聖寺藩七万石を分藩したことにより成立した。分藩当時の領域は加賀江沼郡一三ヶ村と越中新川郡九ヶ村であったが、万治三年（一六六〇）、新川郡九ヶ村を江沼郡に北接する能美郡六ヶ村と交換し、この領域は明治に至るまで変化しなかつた。領域は海岸部の丘陵と白山麓に当る山地が多く、平野は大聖寺川と勤橋川にはさまれて存在した。

大聖寺町が近世以前、どのように江沼郡の中心的役割を果していたかは詳かでない。ただし、一向一揆時代の前半、加州三ヶ寺の一つ光教寺が大聖寺町内にあったことから、当時政教上の拠点であったことが知られるが、光教寺が享祿の錯乱で焼亡した後は、大聖寺町を政治的中心とみることはできない。天文五年（一五三六）当地方から本願寺への年貢は、山代庄の専称寺が中心となっていた例がある。ただし、大聖寺川の舟運の便宜により、大聖寺町辺に経済的中心が存続したとみることはできよう。天正三年（一五七五）信長の攻略で大聖寺、敷地、山中の三城が落ち、同八年からは柴田勝家の支配下に入り、同一年には丹羽長秀と力溝口秀勝が大聖寺四万四千石を領して大聖寺町に入城した。溝口氏による一五ヶ年間支配の後、慶長三年（一五九八）小早川秀秋家臣山口玄蕃が入城、その後関ヶ原合戦に伴う前田利長と山口玄蕃との戦いで利長が勝利し、以後前田氏の領地となった。その後、城代支配が行われたが元和元年（一六一五）の一國一城令で城代は廃止された。元和元年に至るまで、大聖寺城を中心にある程度の城下が形成されたとは考えられるが、余り整備されたものではなかったようで、元和年中には大聖寺村と称されていたとする史料もみられる。従って大聖寺町が城下町として本格的に整備されたのは、寛永一六年の分藩に伴うものといつてよい。

大聖寺藩の財政は、家臣数一〇六人、知行高四万四千石余という過大な家臣団と、公儀普請の負担によって、早くから窮乏していたようである。承応二年（一六五三）には家臣の一部、知行高一万五千石余を本藩に返付したが、一方、流通経済への依存もかなり早くから認められる。年貢納入には一部銀納制が採られ、藩制後期の藩の収支一覽史料によれば銀納率は一七〇程であり、初期もこの程度と考えてよい。年貢米は領内支出を除いた後、領外で換銀された訳だが、大聖寺藩では二代利明の時代から京都井筒屋との関係があり、宝永年間（一七〇四～一七一）七、八千石が井筒屋を代表とする貸銀主の引当米として搬出されていた。それらは主に京都市場を前提に、大津へ出されたようである。先きにふれた藩制後期の藩の収支史料で、換銀化しうる年貢米が八千石余となっており、宝永年間の引当

米に匹敵している。廻米量は多くなく、銀納制と共に領内での年貢米換銀機会の多さを示唆している。

銀札の発行は早くから行われており、元禄四年（一六九一）銀札停止の記録があるところより、それ以前の銀札通用が知られる。元禄一四年には、京都銀主達の貸銀条件として再び銀札を発行し、宝永四年幕府の銀札停止令により一旦は中止した。享保一五年（一七三〇）幕府の藩札解禁後、同二〇年に発行を再開している。このような銀札政策に、藩の領内貨幣流通への依存がみえる他、藩の商品流通過程への関わりにも、財政補強の姿勢がうかがえる。茶は生糸・絹と並ぶ江沼地方の特産品であるが、天和三年（一六八三）大聖寺藩は、加賀藩金沢の町人二人に茶問屋を任命した。この時の規定によって、問屋は領内の串村、作見村、大聖寺町の三ヶ所におかれ、売買高一〇匁につき六分の口銭が徴収された。口銭は藩と問屋で折半されたが、藩は毎年口銭前銀一〇〇枚（四・三貫匁）の請取を条件とし、また藩内の茶仲買人への資金融通をも条件としている。大聖寺藩の茶口銭は、加賀藩の寛文三年（一六六三）小松茶問屋の規定による売買高一〇〇匁に四分の口銭と比較すると、一〇倍以上の高率であったことがわかる。

正徳二年（一七一一）には、有名な大聖寺金藩一揆が発生したのであるが、その時農民側から出された、茶問屋・紙問屋廃止の要求は、藩の商品流通依存の財政政策に対する批判でもあった。

元禄期頃の大聖寺藩の農業経営については、地主手作の存在の一方、商品作物栽培と商品流通への参画を必須条件としながら、小農民経営の成長があったことが確かめられている。

以上の諸事実から、元禄期頃の大聖寺藩では農民的貨幣経済の成立がうかがわれ、それを前提とした藩の諸政策が実施されたと考えられる。

大聖寺藩では大聖寺が唯一の町であった。表1に藩制後期の藩内の宿駅と、戸數百戸以上の村々の状況を示した。

宿駅はいづれも町場らしい発展は示しておらず、山中、山代は温泉地、塩屋は漁港地であり、那谷寺門前の那谷、その他片山津、串等にわずかに在郷的要素がみえるのみである。従って大聖寺町は城下町であると同時に、藩内の在

表1

	村名	家数	人数			
			合計	高持	無高	無高率
宿 駅	橋	24 ^戸	111 ^人	101 ^人	10 ^人	9.0%
	月動	113	349	318	31	8.9
	津橋	93	282	262	20	7.1
	塩山片	137	462	266	196	42.4
	山代	165	579	508	71	12.3
	山津	122	338	293	45	13.3
	山串	185	546	507	39	7.1
	那谷	105	381	283	98	25.7
	山中	142	468	359	109	23.3

(『加賀市史 通史 上巻』 p. 649~653の表より引用)

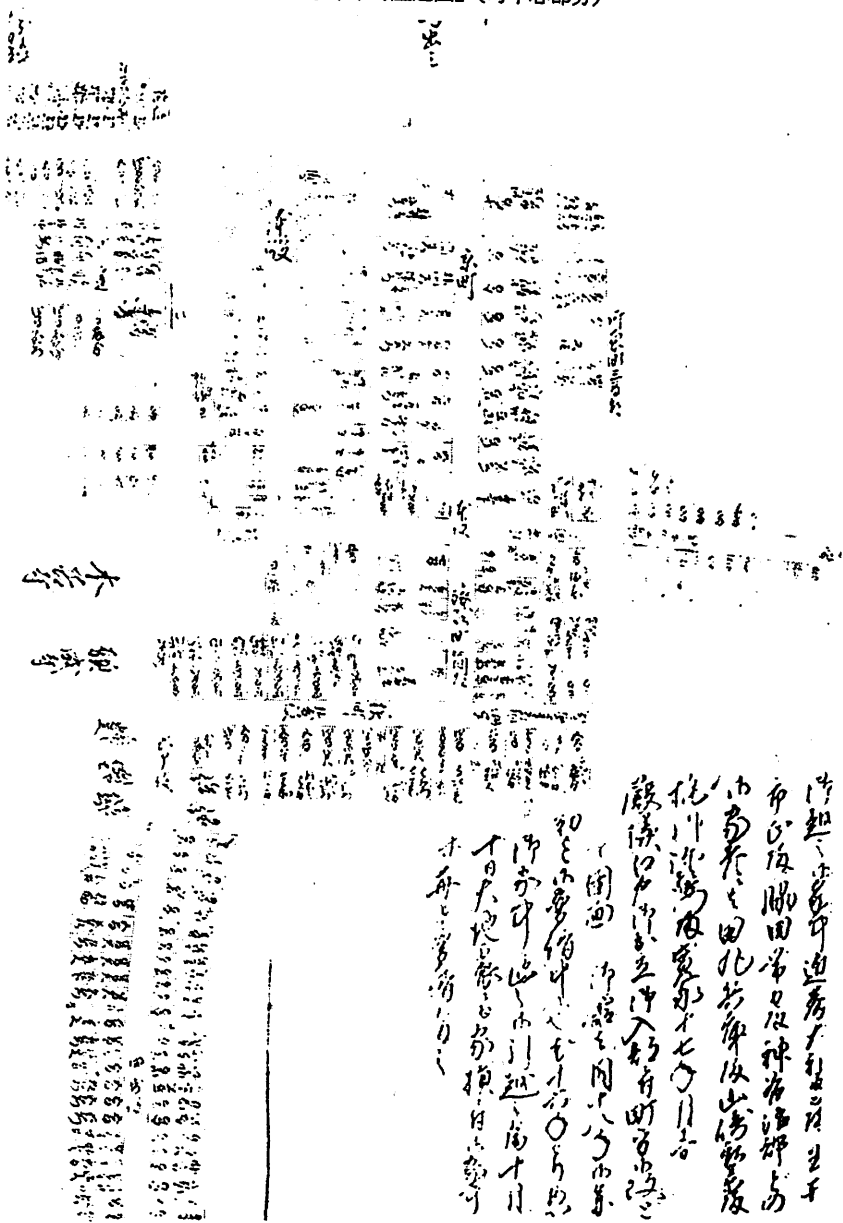
郷町の機能も合せもっていたといえる。

二、寛永・元禄期の町絵図

本稿に用いた「寛永年中町屋之図」(以後、寛永絵図と記す)と「元禄年中町屋之図」(元禄絵図と記す)は共に写しで、金沢市在住伊東正典氏が所蔵されるものである。伊東氏の先祖は、善政時代を通して大聖寺町に居住し板屋の屋号をもっていた。由緒書によれば、初代が慶長五年(一六〇〇)に大聖寺町に來住して藩の御用物納入を家業とし、貞享四年(一六八七)相続した五代目は藩御用減少のため質屋、絹旅籠商いを始めた。一八世紀末には質屋をやめて本陣や町役人を勤め、文政元年(一八一八)には伝馬肝煎を勤めるようになっていく。両絵図は共に、後述するように夫役徴収のために作成されたものと考えられ、伊東氏が町役人を勤めた時に写しを作成したとも考えられるが、所蔵に至る経緯は不詳である。

寛永絵図はその作成動機として、「殿様江戸御出立、御入部ニ付町方御改として図面」と絵図中に記載されており、利治の初入部を契機に作成されたことがわかる。寛永・元禄両絵図の記載様式は極めて類似している。両者共に、町屋のみについて各家の間口間数と奥行、屋号と名前を記し、武家の記載はない。夫役徴収のための作図であると

「寛永年中町屋之図」(町中心部分)



木
板
街

町
中
心
部
分

此圖は、寛永年中の町屋の図を示す。町は、南北に走る通りと東西に走る通りで構成されている。町には、多くの町屋が建ち並んでおり、町は非常に整然とした構造になっている。町には、寺や神社などの宗教施設も存在する。町は、非常に活気のある場所であり、多くの人が住んでいる。町は、非常に美しい町であり、町には、多くの名所や観光地がある。町は、非常に重要な町であり、町には、多くの歴史がある。町は、非常に魅力的な町であり、町には、多くの思い出がある。町は、非常に素晴らしい町であり、町には、多くの希望がある。町は、非常に素晴らしい町であり、町には、多くの希望がある。

此圖は、寛永年中の町屋の図を示す。町は、南北に走る通りと東西に走る通りで構成されている。町には、多くの町屋が建ち並んでおり、町は非常に整然とした構造になっている。町には、寺や神社などの宗教施設も存在する。町は、非常に活気のある場所であり、多くの人が住んでいる。町は、非常に美しい町であり、町には、多くの名所や観光地がある。町は、非常に重要な町であり、町には、多くの歴史がある。町は、非常に魅力的な町であり、町には、多くの思い出がある。町は、非常に素晴らしい町であり、町には、多くの希望がある。町は、非常に素晴らしい町であり、町には、多くの希望がある。

「元禄年中町屋之図」(同 右)



考えられる根拠は、絵図様式中の所々に認められる。間口間数が町役負担の基準となることは、一般的に知られていることである。また、両絵図の記載町域は地子免除の役町に限られており、元禄絵図で「地子地」と特記された家もみられるが、数はごく限られている。⁽¹²⁾ 寛永絵図では町別に「本役」から「二歩役」までの役負担の区分が示されている。元禄絵図には役負担比率の記載はないが、それは役町一率の負担へと変化したためとも考えられる。寛永絵図では記入町人名のうち、屋号のない家が全体の五四%を占め、また一家に二名を連記する場合がそのうちの五%を占める。二名連記は、夫役徴収の見地から採られる記載方法であろう。以上の諸点より、両絵図は町夫役徴収のために作成されたものと断定してよからう。

大聖寺町形成當時を表わす寛永絵図より町の形態を概観すると、短冊型の町割と、武士と町人との身分制に基づく居住地の区分が確立しており、また、旅籠町、魚町の存在は同業者集住が行われていたことを示し、先述した屋号をもたない町人も集住の形をとっている。町内の道幅は中心部四間、中心部をはずれると三間で、一方、各町屋の規模は奥行が殆んど一五間で統一されているが、間口の統一はみられない。ただし後出の表2に示したように、中心部では五〜六間、周辺部では四間程の間口が平均的である。寛永絵図と元禄絵図とは、町名の一部変更と、魚町一帯の道路の変化、元禄絵図での家数五軒の五軒町ができたこと他は、形態的な変化はない。

本稿では屋号と名前、間口間数の記載という本絵図の特性を生かして、寛永期と元禄期の絵図を比較・検討し、両時期の間に生じた変化を考えてみたい。屋号を利用しては、商品名を屋号とする町屋の増加によって示される取扱商品専一化の方向、及び町屋の出身地ないしは経営関連地の変化をみてゆく。

この分析の上で問題となる点は、当時の屋号がどれほど経営内容を反映しているか、という点にある。相関関係の強さは一応認められているものの、屋号を利用しての分析結果に不確実性が残ることは否めない。ここでの分析も、そのような史料の限界の中で行われている。屋号による研究がもつ一般的な問題の他に、大聖寺町絵図による屋号の

分析に当って、独自の問題となつたのは、寛永絵図で全体の五五%余を占める町屋において、屋号がなく名前のみが記されていることである。元禄絵図では全ての町屋が屋号を有している。屋号を分類して、全町屋数に対する各々の比率を算出し比較する時、寛永期の屋号のない町屋を全町屋数に加えてよいかが問題となつてくる。

屋号のない町屋は、町の周辺部分と、中心部では本町、横町に多く、また魚町では殆んどが屋号をもっていない。町周辺部分での多さは、寛永一六年の大聖寺町建設に当り不可欠な日雇屋の居住を推測させ、横町は元禄期に鍛冶町と呼ばれており、寛永期にも職人の集住があつたように考えられる。また後掲表2-1-1に示されるように、元禄期に比べてより大きな割合を占めるべき管の寛永期の職人数が、屋号の上では少なく、例えば元禄期に一八軒みられる大工が寛永期に一軒もみられない。これらは屋号のない町屋に職人層を多く含んでいることを示している。魚町の場合は、屋号のない町屋にかなりの魚屋が含まれていると類推される。結局、屋号のない町屋は、日雇・職人・商人等雑多な町人を含んでいるようだが、日雇・職人はもちろん、商人の場合でも魚屋の例にみるように、領主要求に基づいて集住させられた町人という色彩が極めて強いと考えられる。分藩に伴う、領主による城下町建設という動機の強さが、町人の居住形態に反映されたものといえよう。以上の点から、本節での分析に当っては、職人数の変化をみる時以外、屋号のない町屋数を寛永期合計町屋数から差引くなどの特別な処理を行う必要はほとんどないと考えられる。

なお、両絵図の比較に当っては、元禄絵図にてくる五軒町をその対象に入れず、また、元禄絵図の下新町末端部分に途切れがあり、この部分を除いて比較を行った。

両絵図の比較を一覧にしたのが表2-1-1である。以下、変化の要点を三点にわたり述べてゆく。

(1) 町屋の増加

寛永期を一〇〇とすると元禄期には一二六へと町屋の増加がみられる。この増加の仕方には各町により二様ある。

一つは一軒の間口間数が減少して町屋が増加したこと、つまり家の密集化である。旅籠町、寺町と福田町の三ヶ所を除いてこの傾向は一般的であるが、特に中心部であり街道沿いの横町と、町の周辺部分で強く現われている。もう一つの増加の仕方は、御大工町で寛永期に町屋のなかった場所に町屋が建てられた場合である。ここが各町の中で一番増加率が高くなっている。寛永絵図にみえないが、元禄絵図で町屋に「地子地」、「無役」と特記される場合があり、この御大工町での新出町屋の箇所を「地子地」一五軒、「無役」一二軒がみられる。元禄絵図で特記がみえるのは、五軒町を除いてこの箇所のみである。絵図記載範囲は役町に限られているが、御大工町の箇所は一般にいう地子町、または新町、脇町的な性格をもっていたことがわかる。一方、役町以外、町の外辺部分における町域の拡大はどうであらうか。「むすびに」で少し詳しく述べるが、大聖寺町絵図として天明期のものが残されており、それによって町の外辺部分での拡大がかなり進んでいた状況が知られる。そこに表わされた町々の成立年代は不詳だが、寛永期から元禄期にかけてそれら町々の幾らかが形成されたことが推測される。

(2) 屋号にみえる変化

屋号による町屋の分類は表2-1に記した基準で行った。商品名屋号家数は、商品名を示す名を屋号とする町屋の数で、職人名屋号家数は職人的な名称を屋号にもつ町屋数である。地名を屋号とする町屋に関しては、大聖寺藩内の村名を屋号にもつ家、越中も含む加賀藩内の地名を屋号にもつ家、隣国の越前国内の地名を屋号とする家、以上三地域以外で商業活動により関連しうる地域名を屋号とするものとの四つに分類した。分類の具体相は表2-2に示した。六つに分類した上で、それぞれの合計数が町屋全体数に占める割合を算出した。

商品名屋号家数は、数の上で二七軒より五八軒へ、全町屋数に対する割合では八・九%から一四・四%と増加しており、また表2-2での内訳をみると、取扱商品の広がりとは各々の軒数の増加がわかる。つまり、質と量との分野、専門化の進展がうかがえる。

表2-1 寛永絵図、元禄絵図比較表

町名 *1	寛永期 夫役負担	平均間口間数		家数合計		継続 家数	商品名 屋号家数		職人 屋号家数		寛永期 無 家	内近郷地 名屋号家数		加賀藩地 名屋号家数		越前国 屋号家数		逆方地 名屋号家数	
		寛永期	元禄期	寛永期	元禄期		寛永期	元禄期	寛永期	元禄期		寛永期	元禄期	寛永期	元禄期	寛永期	元禄期	寛永期	元禄期
京町	本役	7.14	6.58	20	24	5	3	10	4	5	1(0)	0	0	0	0	3	1	3	1
本町	本役	4.52	4.48	39	39	5	8	5	0	2	12(0)	2	2	1	2	2	3	3	3
旅籠町 (山田町)	本役	4.19	4.70	13	13	3	2	4	0	1	3(0)	2	1	1	0	1	1	1	1
横町 (鍛冶町)	9歩役	4.48	3.46	23	33	2	2	4	4	1	13(7)	1	5	0	6	1	4	1	2
(下新町)	3~6歩役	4.36	3.96	49	55	1	1	5	7	14	38(0)	0	8	0	5	0	2	0	4
御大工町 (福田町)	4歩役	4.42	4.16	23	53	1	2	8	3	32	14(0)	1	1	0	1	0	3	0	0
寺町 (紺屋町)	2歩役	4.08	4.38	8	9	1	0	2	4	6	0(0)	0	0	0	1	2	0	0	0
片原町	記載なし	6.36	4.32	8	12	0	1	0	0	5	3(0)	0	0	0	0	1	2	1	1
福田町	同上	3.74	4.56	14	12	2	0	3	4	1	1(0)	3	0	0	1	0	2	0	1
中町	同上	4.88	4.25	51	70	4	8	10	1	9	26(1)	1	5	1	11	6	8	3	6
(越前町)	同上	4.35	4.04	35	41	0	0	5	2	2	33(0)	0	14	0	2	0	7	0	1
魚町	同上	4.17	3.61	30	38	1	0	*3 2	0	7	29(1)	0	6	0	0	0	1	1	3
合計				313	399	25	27	58	29	85	173(9)	10	42	3	29	16	34	13	23
*4 対合計比				100%	100%		8.6%	14.5%	9.3%	21.3%	55.3%	3.2%	10.5%	1.0%	7.3%	5.1%	8.5%	4.2%	5.8%

*1 町名は寛永絵図のもので()内は元禄絵図に町名が異ったもの。但し(越前町)は寛永・元禄絵図共に記載がなく、天明絵図(後出)による町名。

*2 ()内は内数で2名連記の場合の家数。

*3 この他魚屋11軒があるが、寛永絵図に魚屋が屋号をつけずに記載されていると考えられるため、比較の正確を期すため、この11軒を除外した。従って表2-2でもこの11軒を除いている。

*4 寛永期の場合は合計313軒に対する割合。元禄期は399軒に対する割合。

地名を屋号にもつ町家の全体的な変化について注目されるのは、比率の上でも、大聖寺近郷地名及び加賀藩内の地名を屋号とする町屋数が増加したことと、遠方地名を屋号にもつ町屋数の停滞にあり、大聖寺町内の商業経営が地域経済との関連を深め、特に周辺農村との関係を強めていたことがうかがわれる。藩内近郷屋号町屋は、比率で三・二%から一〇・五%へ増加し、また、図一にみられるように、寛永期と比べて元禄期では周辺各地の地名屋号が見出される。その増加は、大聖寺町の中でも間口間数の減少により町屋の増加をみた、横町・下新町・越前町といった密集化箇所で大い。加賀藩地名屋号家数の比率増加は一・〇%から七・三%へと大きく、表2-2にみえるように特に小松、寺井を含む江沼郡に北接した能美郡と小松と金沢の間に位置する松任、及び金沢関連の地名が多い。越前国地名屋号家数の割合は五・一%から八・五%へと漸増している。越前の場合の屋号地名を表2-2でみると、元禄期には北方、熊坂、細呂木、丸岡といった大聖寺藩近辺の地名が増加している。寛永期にあって元禄期にみられない地名、若狭、三国は、近世初頭における隔地間流通の拠点であった。遠方地名屋号家数は数の上では増加しているが、比率では四・二%から五・八%へとほぼ停滞している。寛永期では美濃屋の多いのが特徴で、元禄期では江戸、九州を含んで地域的に広がり、偏りは見られない。しいていえば、平野、近江、越後の三ヶ所が多い。屋号がその町屋の商業経営と関連するという前提で、以上の諸点をまとめると、寛永期には近世初期に特徴的な隔地間流通による商業傾向が強く、元禄期にはそれが継続されながらも、周辺農村と関連した商業経営が抬頭してきている。更に経営上の関連地域は、近接都市である小松、金沢、丸岡等へ伸張していたといえる。

(8) 町家の交替

寛永期から元禄期までのおよそ六〇年間、同一場所で継続した町屋の数を、表中の継続家数で示した。家の場所が同じで同屋号、同名である場合と、名前は異っても同一場所で同屋号である場合、これを継続町屋とみた。寛永期の町屋数全体に対する継続町屋数の割合は八・〇%と、両期間における町屋の交替の激しかったことを示してい

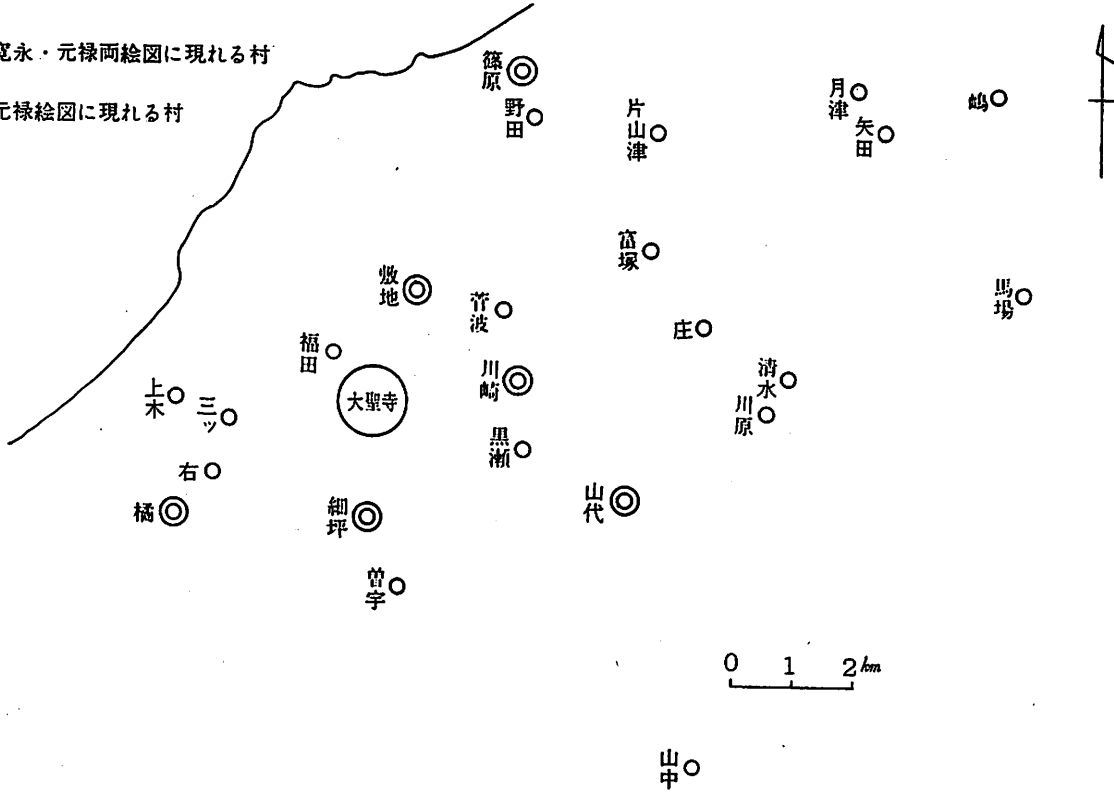
表2-2 屋号名分類内訳

屋号名分類	寛永絵図内訳 (家数)	元禄絵図内訳 (家数)
商品名屋号	油屋(4) 米屋(4) 塩屋(3) 布屋(3) 紙屋(2) 味噌屋(2) 魚屋(2) 板屋(1) 飴屋(1) 双物屋(1) 呉服屋(1) 炭屋(1) すし屋(1) 木綿屋(1) (合計 27)	油屋(13) 味噌屋(11) 米屋(7) 木綿屋(3) 竹屋(3) 魚屋(2) めし屋(2) 木屋(2) 柿屋(2) 燗燗屋(2) 布屋(2) 千物屋(2) 塩屋(2) 綿屋(1) 板屋(1) 昆布屋(1) 菓子屋(1) 煙草屋(1) (合計 58)
職人名屋号	紺屋(12) 鍛冶屋(6) 桶屋(4) 鍋屋(2) 赤壁屋(1) 表具屋(1) はり(1) 鉄砲屋(1) 編笠屋(1) (合計 29)	大工(18) 紺屋(16) 桶屋(12) 鍛冶屋(6) 木引(5) 室屋(5) 畳屋(3) 鞆師(3) 櫛屋(2) 傘屋(2) 利屋(2) 塗師屋(2) 柄巻子(1) 樋屋(1) 白銀(1) 杓物屋(1) 石屋(1) 表具屋(1) 目医師(1) 編笠屋(1) 足駄屋(1) (合計 85)
落内近郷地 名屋号	橘屋(3) 川崎屋(2) 篠原屋(2) 山代屋(1) 敷地屋(1) 細坪屋(1) (合計 10)	福田屋(6) 三ツ村屋(4) 細坪屋(3) 野田屋(3) 右屋(3) 上木屋(2) 嶋屋(2) 篠原屋(2) 山代屋(2) 橘屋(1) 月津屋(1) 片山津屋(1) 矢田屋(1) 黒瀬屋(1) 清水屋(1) 山中屋(1) 川崎屋(1) 馬場屋(1) 庄屋(1) 菅波屋(1) 川原屋(1) 敷地屋(1) 曾字屋(1) 塚屋(1) (合計 42)
加賀藩地名屋号	能登屋(2) 能美屋(1) (合計 3)	越中屋(5) 能美屋(4) 金沢屋(3) 小松屋(3) 寺井屋(3) 尾山屋(2) 石川屋(2) 高岡屋(2) 松任屋(2) 能登屋(1) 七尾屋(1) 府中屋(1) (合計 29)
越前国地名屋号	越前屋(5) 吉崎屋(4)*1 金津屋(2) 若狭屋(2) 熊坂屋(1) 三国屋(1) 大野屋(1) (合計 16)	吉崎屋(8) 丸岡屋(6) 越前屋(5) 北方屋(5) 熊坂屋(4) 大野屋(2) 細呂木屋(2) 福井屋(1) 金津屋(1) (合計 34)
遠方地名屋号	美濃屋(6) 大津屋(1) 平野屋(1) 三河屋(1) 大坂屋(1) 越後屋(1) 近江屋(1) 泉屋(1) (合計 13)	平野屋(3) 近江屋(3) 越後屋(3) 江戸屋(2) 京屋(2) 和泉屋(1) 美濃屋(1) 備前屋(1) 大津屋(1) 博多屋(1) 紀伊屋(1) 大坂屋(1) 長崎屋(1) 大和屋(1) 河内屋(1) (合計 23)

*1 吉崎村は大聖寺藩領と越前領に分れているが、ここでは一括して越前国地名屋号に含めた。

◎ 寛永・元禄両絵図に現れる村

○ 元禄絵図に現れる村



る。屋号のない町屋の場合は比定しえなかったが、それらは屋号をもつ町屋以上に経済的に不安定であったと推測されるので、屋号のない町屋を考慮に入れても、継続町屋の割合はやはり低かったと考えられる。

以上、寛永絵図、元禄絵図の比較を通して、役町内部で町屋が増加したこと、町屋数の増加は、商人間の專業化、分業化の進展と、周辺農村経済・地域経済と大聖寺町との商業的関連の上で生じたこと、町屋の交替が激しかったことを指摘した。

三、大聖寺町の商家経営

寛永期より元禄期の町の変化は、町内の商家経営とどのように関連していたか、特に周辺農村との関係を中心に考察してゆきたい。ただし、寛永期から元禄期にかけての状況を直接に示す史料はなく、ここで取上げる商家吉田屋の場合、経営の具体的内容は享保一七年（一七三二）以降しかうかがえない。この点、第二節で取扱った時期と少し隔たりがあり史料的な難点があるが、後述することく、享保末年の同家の経営から、一七世紀後期の経営を一応類推することができる。と考える。

吉田屋は由緒書によれば、初代伝亟が正保元年（一六四四）に大聖寺町の福田町で菓子商を始め、延宝五年（一六七七）に黒治町に移って酒造業を経営したとい⁽¹³⁾う。元禄絵図には銀治町続きの下新町に、四間の間口をもつ吉田屋伝亟の家が記載されている。前節でみたように黒治町から下新町にかけては街道沿いで町屋の密集化の起きている場所であり、吉田屋の福田町からの移転は、経営の発展とみてよからう。吉田屋は二代目以降伝右衛門を名乗るところから、元禄絵図は初代が没した元禄一二年（一六九九）以前に作成されたものといえる。

吉田屋の経営の具体的な様子は、「毎歲勘定帳」⁽¹⁴⁾の残された享保一七年以降のものがわかる。当時の金融業は一般的に、その返済米による酒造業と経営上結合しており、吉田屋の場合も由緒書にみえる延宝年間の酒造業の開始は、金融業の開始でもあった筈である。享保末年の吉田屋の金融は質貸と無質貸の両部分から成っており、金融業の具体

的内容は無質貨にのみ明らかで、質貨の実体は不詳である。享保二〇年大聖寺藩は、八月に町人の對郡方無質貨銀の徵收停止を命じ、一〇月に銀札を發行、十一月には郡方貨銀の三〇ヶ年賦徵收を命じて、一連の經濟政策を行った。八月の對郡方貨銀の徵收停止令により、吉田屋は全財産の三〇〇に近い五貫匁程が損失同様となった。このため翌元文元年以降、後掲表3-1-1にみえるように、吉田屋は郡方に対する無質貨を中止した。享保二〇年の藩の經濟政策は、吉田屋經營における従来の郡方との關係に一つの転期を与えた訳である。

一七世紀末以降の、吉田屋と郡方との關係を享保末年の勘定帳から考えてゆきたい。享保末年の勘定帳記載例として、同一九年のものを次に示す。

甲寅歲覚

(花押)

付込分

一、四石

代銀三百四拾目

酒貨、平均八分五厘

弓波村分
合卷質拾匁四分七厘

一、卷質九百貳拾九匁三分四厘 銀貨

一、拾參貫七百七拾文 錢

代銀百六拾八匁九分六厘

一、同、卷石七斗七升四合 酒

代銀百五拾目七分九厘

一、同、合式質貳百四拾九匁九厘

外目札分
一、同、百六拾八匁五分貳厘 銀貨

一、同、七貫三百廿一文 錢貨

代銀八拾九匁九分壹厘

一、同、式石壹斗 酒貨

代銀百七拾八匁五分

合四百三拾六匁九分三厘

一、同、三百拾五匁七分 銀貨

一、同、七貫八百四拾七文 錢貨

代銀九拾六匁貳分八厘

目札分
合七百五拾壹匁九分八厘

一、同、八石壹升 sake 貨

代銀六百八拾目八分五厘

一、同、八拾四匁貳分貳厘 銀貨

一、同、式拾貫文 錢貨

代貳百四拾五匁四分

大管ヶ波村分

一、壹貫四拾七匁七分壹厘 銀

同、八貫九百七拾七文 錢

代銀百拾匁壹分五厘
同、六斗者 さげ也

代銀五拾壹匁
合壹貫貳百八匁八分六厘

惣帳面貸附銀中勘

ノ五貫六百五拾七匁三分三厘

有物覺

一、貳貫三百四拾三匁五分 春子糸代銀有

一、三百三拾七匁 古糸代銀アリ

一、三百七拾五匁 古糸斗ニ而古網致有之所

但し、絹高拾八匹、正月壹貫貳百目アリ、右兩階古糸古絹之分長持しらへ有之、少々のちりいとわく付外ニノ懸儀之分ハ有絹ニしるし見用仕申也

一、四百六拾八匁壹分五厘 夏子いと代銀有

一、壹貫三百三匁 御家中前買銀高アリ

米高四拾四石五斗

一、四貫五百四拾貳匁壹分五厘 質長有

一、壹貫貳百七拾五匁 酒有

中勘拾七石

一、九百六拾四匁 相場壹匁宛ニ候へとも平均七分五厘かへ

一、六貫文 丹子ニ有銀 封銀

惣有物銀高 代七拾三匁六分五厘 錢有

拾壹貫六百八拾壹匁四分五厘

貨付・有物銀共ニ

惣合拾七貫三百三拾八匁六分九厘

甲寅享保十九年七月廿一日勘定

各年度の財産総額は、大きく貸附と有物の二つに分けられている。貸附の内、付込・目札等の部分と、弓波村・

大管波村二ヶ村分とを分け、また有物の内で、現物・現金（銀・錢を含む）部分と、質貸部分に分けて、各々の銀額とその全体に占める割合を表3-1に示した。貸附は無質貸のことで、この内、付込は掛売価格を示すと考えられるが

目札の意味は不詳である。質貸は享保一八年に現われ、同一七年には全く見られないが、その理由は判っていない。

財産総額全体に占める郡方二ヶ村への無質貸の割合は、二〇%から二七%となっている。

表3-1 吉田屋勘定帳内訳

年 代	貸 附				有 物				合 計	
	付込・目札		村 分		賃 分 *1		現物・現銀等		銀 高	割 合
	銀 高	割 合	銀 高	割 合	銀 高	割 合	銀 高	割 合		
享保17	匁	%	匁	%	匁	%	匁	%	匁	%
	1991.60	16.1	3340.40	27.6			7030.00	56.9	12362.00	100.0
18	2188.10	13.7	3554.60	22.4	2342.00	14.7	7820.00	49.2	15903.70	100.0
19	2199.38	12.7	3457.95	19.9	5845.15	33.7	5836.30	33.7	17338.69	100.0
20	2310.55	12.9	1089.55	6.1	5911.95	33.0	8612.65	48.0	17924.00	100.0
元文元	2183.66	13.8			4431.00	28.1	11359.45	71.9	15790.45	100.0
2	2246.89	11.5			6534.21	33.5	10735.95	55.0	19517.05	100.0
3	4055.85	10.7			21750.52	57.3	12141.63	32.0	37948.00	100.0

*1 家中前貸分をここに含めた。表3-3でも同様。

表3-2 貸附における銀・銭・酒の割合

年 代	付 込・目 札 の 場 合				村 分 の 場 合			
	銀	銭	酒	合 計	銀	銭	酒	合 計
享保 17	%	%	%	%	%	%	%	%
	40.1	11.9	48.0	100.0	80.9	13.0	6.1	100.0
18	28.6	12.9	58.5	100.0	83.0	10.3	6.7	100.0
19	25.8	19.6	54.6	100.0	86.1	8.1	5.8	100.0
20	37.2	17.8	45.0	100.0	84.4	11.1	4.5	100.0
元文 元	41.8	7.9	50.3	100.0				
2	39.2	12.7	48.1	100.0				
3	36.7	11.1	52.2	100.0				

次に付込・目札等による貸附と二ヶ村への貸附のうち、銀・銭・酒の占める割合を表わしたのが表3-2である。付込・目札等では酒貸が全体の半分余りであるのに対し、二ヶ村への貸附は銀貸が八〇%〜八六%と殆んどを占める。享保二〇年八月の郡方無賃貸に対する仕法が行われた時、吉田屋の貸附のうちその対象となったものが書き上げられており、表4はそれをまとめたものである。仕法は郡方を対象にしたものであったが、藩士・町人関係分も一部含まれていた。弓波村、大菅波村二ヶ村分の合計は、ほぼ享保一九年勘定帳記載の二ヶ村宛貸付分に当る。従って、享保一九年の付

表4 享保20年仕法対象分内訳

内 訳	件 数	銀 高	銀高比	備 考
藩士・町人分	12	243.06	5.1	
弓波村分	14	2549.08	53.2	内 村貸3件 村民個人貸11件
大菅波村分	18	1059.68	22.1	内 村貸3件 村民個人貸15件
19ヶ村分	37	942.36	19.6	1村内で3件以上あるのは、敷地村8件、庄村4件、西住村・作見村各3件
合 計	81	4794.18	100.0	

込・目札等の二二〇〇匁近くのうちには、一九ヶ村に散在する郡方個人貸付が九五〇匁程含まれていたことになる。これより、享保一九年の無質貸のうち郡方を対象としたものは、二ヶ村分の一・九・九匁より増加して、財産総額の二五匁余となる。この状況を享保末年全般にあてはめて、財産総額の二五匁から三〇匁余が郡方の無質貸に運用されていたとみてよからう。

更に、享保二〇年の損銀書上げより、郡方貸付の内容を知ることができる。それによれば、弓波村に対する二貫五〇〇匁余の貸付のうち一貫八三五匁余が、年貢米納入という理由を主とした村役人連印貸銀であり、弓波村貸付全体の七二・〇匁に当る。

大菅波村では七四一匁、七〇・〇匁がそれに当る。二ヶ村分のうち残りの部分は、弓波村一件、大菅波村一五件の村民個人貸であった。また、両村への貸付のうち、明らかに年貢納入のためであるものが、村役人連印貸銀も含めて、弓波村で七四・五匁、大菅波村で七三・二匁を占めていた。以上の状況より吉田屋と郡方の金融上の関係は、年貢納入時の村貸を通じて特定の村と結びついていることがわかり、その村貸の関係を通じて、それら特定村内の村民個人への貸付を行う傾向が強い。また、散在的な他村民への貸付にも応じていた。

次に吉田屋勘定帳で、有物と記載された部分の内訳を示したのが表3―3である。享保末年においては、一〇〇二五匁を占める酒高に対して、生糸・絹が二〇〇五〇匁を占め、その割合の-highことが注目される。江沼郡の生糸・絹は特産品の一つに掲げられ、古代よりその生産のあったことが知られている。近世前・中期については今のところ殆んど事情がわかっていないが、元禄期に庄村で絹織物が行われ、それが大聖

表3-3 有物における内訳と比率

		質分	米・雑穀等	金・銀・銭	酒	糸・絹	合計
		%	%	%	%	%	%
享保	17	0.0	11.7	14.2	25.0	49.1	100.0
	18	23.1	1.6	23.1	11.8	40.4	100.0
	19	50.0	0.0	8.9	10.9	30.2	100.0
	20	40.7	25.4	1.0	11.6	21.3	100.0
元文	元	28.1	8.3	56.6	3.0	4.1	100.0
	2	37.8	15.8	30.8	0.5	15.0	100.0
	3	64.2	8.6	5.1	1.8	20.4	100.0

寺町へ伝播したと伝えられており、この頃の生産発展を、一応うかがわせている。¹⁹⁾ 吉田屋勘定帳には元文元年（一七三六）、町内の絹織物商人への貸付を示す記載があり、絹商売上で取引があったと考えられる。吉田屋では酒造・金融業の他に、次第に地方の特産物化しつつあった生糸・絹の流通に関わっていったとみてよからう。

以上、吉田屋の経営についてまとめると、延宝年間商売の上で地の利の良い鍛冶町付近へ進出し、一八世紀初期より特産化しつつある生糸・絹商売へ経営を伸張していったことは、経営内容の発展を示している。吉田屋の経営と郡方との関わりは、質貨の実体が不明なため不十分にはわからないが、無質貨にみえる郡方分によって、少なくとも経営の二五%から三〇%が郡方を対象としていたことが明らかである。無質貨という郡方への信用、対郡方金融が経営に占める大きさは、貸銀の利子付返済の確実性を示しており、年貢納入の厳しさにもかかわらず、農村部に余剰が形成されていたといえる。吉田屋の経営は、農村部での生産余剰に吸着し、それを収奪しつつ、継続・発展していたといえよう。

本節初めにふれた、吉田屋の享保末年の経営から一七世紀後期の経営を類推することが可能かどうかについて述べると、吉田屋の経営における大きな転期は、由緒書にみえる延宝年間（一七三六）の菓子商から酒造業への転換期に求められる。享保末年に既に一二貫匁の蓄財をなし、また、特定二ヶ村との結びつきなど、享保末年に至るまでの経営の継続をうかがわせる。従って、郡方金融に経営のかなりの比重をもつ吉田屋の経営を、一七世紀後期に遡らせて想定することは可能だと考えられる。

吉田屋の経営の他に、一八世紀前期までの当地域の商業経営の内容を知るものと

して、極めて断片的な史料であるが、越前領（福井藩）吉崎村の見谷屋と大聖寺町の板屋の例がある。

吉崎村の見谷屋は和田姓をもち、近世には在郷商人として家勢があった。見谷屋史料中の貸借証文から、享保年間の大聖寺藩の村方との関係が少しかがえる。見谷屋は奥谷村と永井村に村貸を行い、吉田屋が弓波・大菅波村二ヶ村に対するのと類似の關係を持っており、また上木村の村民に個人貸を行っていた。奥谷村は享保一八年一二月、その年の年貢納入のため、全村の家の売証文を出して代銀一貫一五〇匁を見谷屋より借りるに至っている。見谷屋における金融業の内容には、吉田屋と同型の村貸とそれに伴う同村内での個人貸、また他村民との個人貸という形態を見出すことができる。金融は無質貸、利率は一ヶ月一分七朱（約二〇%）で、利率はこれが当時一般的であったと考えられる。²⁰

板屋は伊東家の屋号で、第二節初めに紹介したように、貞享四年に家督相続した五代目が、それまでの藩御用物納入の家業が振わなくなったため、質屋と絹旅籠商いを始めたこと、由緒書に記されている。質屋の経営内容は不明だが、絹問屋を始めたということは、当時この地域で生糸・絹生産が特産物化してきたことを示すものであり、また、板屋の経営転換に当って、生糸・絹生産に関わる経営が有利なものとして捉えられたことは注目されてよい。

むすびに

以上の考察を要約すれば、次のようになる。寛永期から元禄期にかけて大聖寺町では町の膨張がみられ、その膨張は、町機能の充実をうかがわせる商店の多様化と、周辺農村経済及び地域経済との関係の深化に基づいていた。また、町人の対郡方金融の状況は農村部での生産余剰の形成を示している。

本稿のはじめに述べた、元禄時代における都市の位置付けという問題に立ち帰ってみると、大聖寺町の場合には、町周辺の農村部で形成された生産余剰を基盤とした町の発展として捉えられる。ただし大聖寺町の発展は、吉田屋等の例にみえるように、農村部における生産余剰を金融活動等を通じて収奪することに基づいたものであった。この結

果、農村部では生産余剰の形成にもかかわらず、小農民の経営は依然不安定であり、その自立も極めて緩慢な道を余儀なくされたのであった。

大聖寺町その後の状況を総括的に捉えられる史料として、やはり絵図で天明朝頃の作図と考えられるものがある。⁽²¹⁾この絵図は、寛永・元禄両絵図と記載様式が全く異っており、姓を記入した武家、屋号のみの町屋が記載され、記載範囲は役町に限られず、大聖寺町全体に及んでいる。間口間数の記載はないが、家別に地子地の記載がなされている。本稿に関連して、絵図からわかる点を簡略に述べると、役町の範囲内での町屋増加は、指数にして寛永期一〇〇—元禄期一二六—天明朝一三五となり、元禄期から天明朝迄の約九〇年間の増加は、前者に比べて緩慢になっている。家の継続に関しては、天明朝の絵図が屋号のみの記載のため継続町屋の確定はしにくい、一応の比定を行うと寛永期から元禄期の約八割に対して、元禄期から天明朝は一五割を超える。また、役町の範囲内で、同屋号を名乗る町家数の率が寛永期、元禄期と比べて多くなっており、分家の増加が町の膨張の一因かとも考えられる。役町以外の町外辺部の町屋数は、約三五〇軒近くあり、その七〇%以上が地子地の町屋となっている。荒町、新町などは、明らかに町成立以降の新設町であるが、町端に建つ式内社菅生石部神社前の永町は、近世初頭からある程度の町立があったと考えられる。各々の町の成立時期は確定できない。

一方、吉田屋は先述の享保二〇年を一つの転期として質貸中心の経営を行ってゆくが、更に延享期頃より領主米の購入、米相場商いへと経営を大きく転換し、同時に経営の急速な拡大をみる。これは宝永期頃の藩財政の京都離れと関連している。

これらの諸事情及び歴史的な位置付けについては稿を改めて述べる予定である。

付記

本稿作成に当り、北陸歴史科学研究会近世部会で発表し種々の御教示を得ており、一方、金沢大学高沢裕一助教授の指導に預り、また史料の提供もしていただいた。これらの方々に厚く謝意を表します。

- (1) 代表的には、脇田修「近世初期、先進地帯における都市と商品流通」(歴史学研究三二九号 一九五八年)
- (2) 代表的には、松本四郎・林玲子「元祿の社会」(講座日本史4)所収 東京大学出版会 一九七〇年
- (3) 『加賀市史 通史上巻』四九九頁。(加賀市役所 一九七八年)
- (4) 井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘文館 一九六八年) 四九七頁。
- (5) 『加賀志後 上編』(石川県図書館協会) 五二頁。
- (6) 『大聖寺藩史』(大聖寺藩史編纂会 一九三八年) 五六五頁～五九六頁。
- (7) 同 右、六二五頁。
- (8) 『香林坊家記』(『日本都市生活史料集成 巻五』二二四頁。学習研究社 一九七七年)
- (9) 『小松史 史料篇一』(小松町役場 一九四〇年) 四一頁。
- (10) 大聖寺藩については、倉地克直「鹿野小四郎『農事遺書』の農業経営と思想」(北陸史学 第二六号 一九七七年)。加賀藩を中心とした当地方一般としては、高沢裕一「多肥集約化と小農民経営の自立」(史林第五〇巻一・二 一九六七年)。
- (11) 『加賀市史 資料編第二巻』(加賀市役所 一九七六年) 五八六頁
- (12) 本藩加賀藩でも、町に対し夫役の提供を要求する代償として、地子免許とする政策をとっていたようである。越中高岡は慶長一四年町建設の時より地子免許が行われ、金沢では寛永八年に本町・七ヶ所・地子町の制度が明確になったといわれるが、本来の町は地子免許で夫役負担をする役町にあった。
- (13) 文政八年「町方打銀定式物人足賃銀与荷銀定」(『加賀市史 資料編 第二巻』八四頁)により、大聖寺町方与荷銀の割当方をみると、町役人は与荷銀の免除をなされており、それは町年寄で間口一五間の屋敷分、町肝煎は六間三尺六寸、地子肝煎は五間(いづれも奥行一五間)の屋敷分の免除であった。後年のものだが、成立時の様子をうかがう参考となる。
- (14) 伊藤忠士「近世初期一商人の性格」(史学雑誌七〇一—一九六一年)で、当時美濃―越前―日本海沿岸の商業ルートの存在が指摘されている。この商業ルートの存在が、大聖寺町に美濃屋の多かったことと関連しているのかも知れない。
- (15) 前掲『加賀市史 資料編第二巻』五八〇頁。
- (16) 同 右、三二〇頁～三三三頁。
- (17) (郡貨) 『三拾稔賦被仰渡損帳』(同右 二八八頁)

- (18) 同 前。
- (19) 前掲『加賀市史 通史上巻』七九八頁。
- (20) 加賀藩では慶安二年貸銀利率が年二割と決められた。『加賀藩史料 第三編』三〇四頁。
- (21) 金沢市立図書館蔵。